

## 添付書類等説明書

### 1 書類

書類名	様式	内容	摘要
1. 許可申請書	省令第4条第1項 (別記様式第二)	一部(申請書正本とする)	提出部数は、四部〔三部(副本)は許可通知書とする。〕
2. 公図の写し		不動産登記法第17条の地図の写し、縮尺500分の1以上(600分の1)	地番を表示し、区域の境界を明示しているもの
3. 土地登記簿謄本		宅地造成内に含まれる土地の登記簿謄本	
4. 土地所有者の承諾書	細則第4条第1項第2号 (別記第3号様式)	承諾した者の印鑑証明書を添付すること。	印鑑証明書は各一部を申請書正本に添付するのみでよい。
5. 設計者の資格を証する書類	細則第4条第1項第3号 (別記第4号様式)	工事が法第9条第2項の規定により資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合は、政令第18条各号に掲げる資格を有する者であること。	資格、免許等の申告事項を証する書類(卒業証明書、合格書の写し等)を添付する。
6. 公共施設管理者同意書	様式自由	工事に関係がある公共施設の管理者(道路、水路等で財産権を有する者)の同意	土木工事許可または占有許可等が必要な場合は、当該許可書の写しを申請書に添付する。
7. その他必要な書類			

### 2 図面(省令第4条1項)

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1. 位置図	方位、道路及び目標となる地物	10,000分の1以上	
2. 地形図	方位、及び宅地の境界線	2,500分の1以上	等高線は、2メートルの標高差を示すものとする。
3. 宅地の平面図	方位及び宅地の境界線並びに切土又は盛土をする土地の部分、がけ(切土又は盛土をする土地の部分に生ずるものに限る。以下同じ。)擁壁(切土又は盛土をする土地の部分に生ずるがけに設置するものに限る。以下同じ。)及び排水施設(切土又は盛土をする土地の部分に設置するものに限る。以下同じ。)の位置	2,500分の1以上	断面図を作成した箇所には断面図と照合できるように記号を附すること。

図面の種類	明 示 す べ き 事 項	縮 尺	備 考
4. 宅地の断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面	2,500分の1以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
5. 排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称。	500分の1以上	
6. がけの断面図	がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、切土又は盛土をする前の地盤面ならびにがけ面の保護の方法。	50分の1以上	擁壁でおおわれているがけ面については土質に関する事項は示すことを要しない。
7. 擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法。	50分の1以上	
8. 擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜き穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法。	50分の1以上	

前項の場合において、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置しようとする者は、擁壁の概要、構造計算、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書を提出しなければならない。

令第5条第2項の規定によりがけ面を擁壁でおおわない者は、土質試験等に基づく安定計算を記載した安定計算書を提出しなければならない。

#### 工事計画の変更

許可を受けた後、工事の計画を変更するもので、その変更が些細なものであって計画の同一性を失わず、かつ、災害の防止上支障を来さないものについて、変更届で扱うものとする。

### 3 その他の書類

- (1) 宅地造成に関する工事の協議申出書  
(細則第6条第1項別記第五号様式)
- (2) 宅地造成工事造成主住所等変更届  
(細則第8条第1項別記第七号様式)
- (3) 宅地造成工事計画変更届  
(細則第7条第1項別記第六号様式)

- (4) 宅地造成工事(中止・再開・廃止)届  
(細則第8条第1項別記第九号様式)
- (5) 宅地造成工事承継届  
(細則第8条第1項別記第八号様式)
- (6) 工事の一部完了検査申請書  
(細則第11条)